

(参考) 知的財産に関する保護手法の例 (イメージ)

保護強い

権利付与

不正行為等を規制

保護が十分でないおそれ

投資インセンティブ高くなる

利用が進まないおそれ

物権的権利(絶対的排他権)(例:特許権)

物権的権利(相対的排他権)(例:著作権)

物権的権利(行為規制あり)(例:FRAND宣言。
権利濫用法理・独占禁止法)

報酬請求権(事前許諾不要)

不正行為規制(例:不正競争防止法)

契約ガイドライン

契約(例:民法(債務不履行、不法行為))

セキュリティガイドライン

セキュリティ(不正アクセス禁止法、アーキテクチャ)

投資インセンティブ弱くなるおそれ

柔軟性があり、利用しやすい

(参考) 不正アクセス禁止法の概要

高度情報通信社会の健全な発展

サイバー犯罪の防止・電気通信に関する秩序の維持

不正アクセス行為等の禁止・処罰

不正アクセス行為の禁止・処罰
(第3条・第11条)

他人の識別符号を不正に取得する行為の禁止・処罰
(第4条・第12条第1号)

不正アクセス行為を助長する行為の禁止・処罰
(第5条・第13条)

他人の識別符号を不正に保管する行為の禁止・処罰
(第6条・第12条第3号)

識別符号の入力を不正に要求する行為の禁止・処罰
(第7条・第12条第4号)

防御側の対策

アクセス管理者による防御措置 (第8条)

- 識別符号等の漏えい防止
- アクセス制御機能の高度化

都道府県公安委員会による援助 (第9条)

- 被害発生時の応急対策
- 不正アクセス行為からの防御に関する啓発及び知識の普及

国家公安委員会・総務大臣・経済産業大臣による
情報提供等 (第10条)

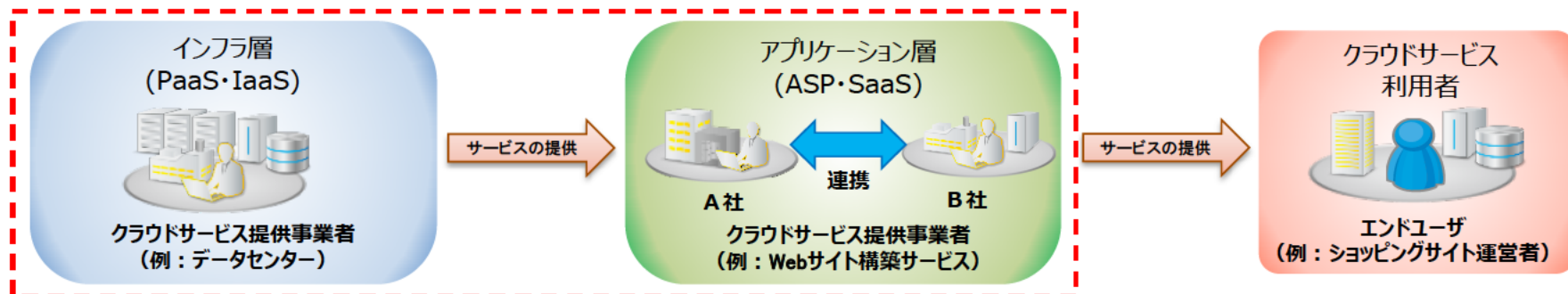
- 不正アクセス行為の発生状況の公表
- セキュリティ技術の研究開発状況の公表
- アクセス管理者による防御措置を支援する団体に対する援助
- 広報啓発

(参考) クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン (総務省)

クラウドの情報セキュリティ対策として、クラウドサービス提供事業者が実施すべきセキュリティ対策等をまとめたガイドラインの作成等を実施。

クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン

【概要】 総務省では2008年1月に「ASP・SaaS[※]における情報セキュリティガイドライン」を策定。また近年では、クラウドサービスはアプリケーション領域(ASP・SaaS)からインフラ領域(PaaS^{※2}・IaaS^{※3}等)に拡大し、単独のクラウド事業者だけではなく、クラウド事業者同士が連携して新たなサービスを提供する形態も増加するなど、サービス提供形態が大きく変化しているため、サービス提供事業者が利用者との間で取り決めるべき合意(責任の分担設定など)を含めた新たなガイドラインを策定(平成26年4月)。



【対策の例】

- ・ 情報セキュリティポリシーの共有：クラウド提供事業者間で認識の不一致がある場合、サービス障害発生時にサービス全体の継続性を損なう可能性が高いため、事業者間においてサービス提供に必要な技術的仕様、運用手順等について事前の調整を推奨。
- ・ 資産の管理：クラウドサービスにおいては利用者から預託された情報をサービスごとに区分して管理する必要があるため、情報資産の分類及びアクセス制御、情報の転送等に関する方針について事業者間での適切な設定を推奨。

※ ASP・SaaS：Application Service Provider・Software as a Service, ※2 PaaS: Platform as a Service, ※3 IaaS：Infrastructure as a Service

(参考) クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン (経済産業省)

(平成23年4月発行、平成26年3月改訂)

目的

◆本ガイドラインを情報セキュリティ管理、及び情報セキュリティ監査に活用することにより、クラウド利用者とクラウド事業者における信頼関係の強化に役立てることを目的とする。

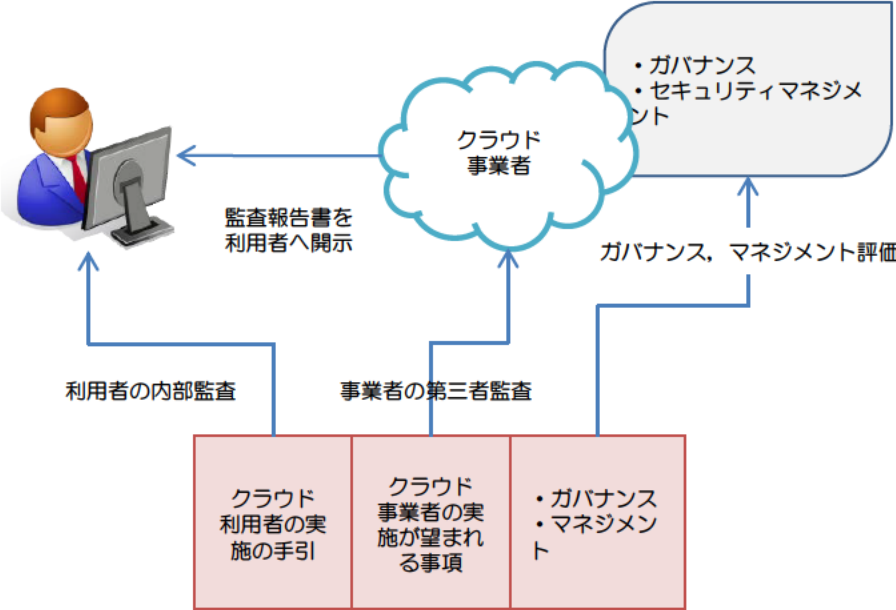
適用範囲

◆本ガイドラインは、組織事業の基礎を成す情報資産の多くを、外部組織であるクラウド事業者が提供するクラウドサービスに委ねようとする組織が、JIS Q 27002 (実践のための規範) に規定された管理目的を達成するための管理策を実施しようとする場合を想定している。

特徴

◆全面的にクラウドサービスを利用する際のJIS Q 27002 (実践のための規範) の管理目的達成という究極的な状況を想定することにより、クラウドサービスの利用において変化するシステム環境、責任の所在、事故や事象の判断基準を明確にする。

◆本ガイドラインは、平成23年4月に経済産業省において策定した後、これを基礎として検討されたISO/IEC27017:2015が平成27年12月に発行され、日本発の国際規格として実現した。



(参考) 農業ITサービス標準利用規約ガイドの概要 (IT戦略本部)

【農業ITサービス標準利用規約ガイドの目的】

農業ITサービスの利用規約(契約の内容)に関して、「契約者等」と「提供者」との間の権利や義務についてどこを注意して確認する必要があるかを示すとともに、記載されるべきことが記載されているかどうかを簡単にチェックすることができるようにすること等により、生産者の権利が守られた農業ITサービスの普及、AI農業(アグリ・インフォマティクス農業)、スマート農業を実現し、我が国農業の産業競争力強化をもたらすイノベーションを牽引することを目指す。

ビッグデータ・AI活用型農業： 篤農家の匠の技の継承・活用



※遠隔農地 (海外等) におけるビッグデータを活用した農業新ビジネスの創出

国内就農者 (新規就農者含む) の技能向上 (大規模化にも対応)

※農業の競争力強化

※篤農家 (農家) の匠の技のデータの帰属、権利関係が曖昧のため、ノウハウの流出リスクが存在

農業ITサービス標準利用規約ガイドの構成

(1) 総則	①規約の位置付け ②利用規約の効力・変更 ③サービス契約の拒否・解約
(2) サービスの内容・改廃	①サービスの内容 ②サービスの変更・廃止
(3) サービス利用に伴う責務	①禁止事項 ②免責 ③保証・賠償責任
(4) サービスに係る情報の取扱い	①権利関係 ②データの取扱い ③データの再利用
(5) 準拠法・合意管轄	①合意管轄 ②準拠法
(6) 附則	

【出典:IT戦略本部提供資料より作成】

3. 論点①に関する具体的な課題の例（データの保護・利活用の在り方）

【現行知財制度上の整理と課題】

生データ自体は、不正競争防止法上の営業秘密として保護される場合を除き、通常、創造性等も認められず、知的財産権によって保護されない。

このことから、これまで生データに関する知的財産についての議論は生じていなかったが、今後、データの利活用（AI利活用を含む）を通じて、その価値の源泉となる生データの価値が高まることが想定されるが、その場合の課題は何か。

I データ（※創造性のあるデータベース以外）の知的財産上の保護の在り方について

①生データについて

- ・データ収集や利活用において想定される課題は何か。契約主体の違いなど、利用事例に応じた違いは何か。
- ・センサ等で収集された「一次的なデータ」と、流通や利活用のために「一定の加工をしたデータ」について、それぞれどのように考えるべきか。
- ・熟練工のノウハウなどをデータ化できた場合、そのデータには我が国の競争力の源泉となる価値があるとの指摘について、どのように考えるべきか。昨年度検討した3Dデータ※と同様に考えれば良いか。

※ 知的財産計画2016では、「知的財産権によって保護されない物の3Dデータを対象に、投資保護と促進の観点から、例えば3Dデータの制作過程において生じた付加価値に注目しつつ、一定の価値の高い3Dデータに関する知財保護の在り方について検討を進めていくことが必要」とされた。

②ビッグデータ（生データの蓄積）について

生データの単なる蓄積（ビッグデータ）については、創造性のあるデータベース（著作物）や有用性・秘密管理性・非公開性を満たす営業秘密でなければ、知的財産として保護されない。一方で、ビッグデータは、AIの学習用データセットの源泉となり、その生成、維持管理には一定の投資コストがかかるが、現行制度のままで良いか。

II データを知財として捉えた場合の、その利活用のあるべき姿について

- ・企業・分野を超えたデータの掛け合わせ、リアルタイムデータの組み合わせに価値があるとの指摘について、どのように考えるか。
- ・データについていわゆるオープン&クローズ戦略が当てはまるとの指摘について、どのように考えるか。

(参考) 有識者・事業者等からの主な意見 (データの保護① (権利の制約を含む))

※ヒアリング等から知的財産戦略推進事務局作成。

<データが誰のものか問題になっている>

- ◇ 権利をどのように処理すれば、社外に提供できるのか、協業したりできるか分からず、進んでいない。例えば、スマートメーターで取ったデータは、機器を設置した電力会社のモノなのか、それとも電力を使用する人のモノなのかということで揉めている。(学識経験者)
- ◇ データを出す側は、自分の所有物として途中のデータは残さず返してほしいと言うだろうが、AI事業者にも何もノウハウが残らないのではビジネスにならない。(事業者)

<「生データ」、「生データの集積行為」の重要性が高くなっている>

- ◇ ディープラーニングにより、大量の生データから特徴量を発見して整理するところまで自動的にできるようになったという点で、加工されたデータセットよりも、生データの重要性が高い。(事業者)
- ◇ 私は不要だと思うが、データの集積行為をどう保護するのかという点もある。なお、ポイントとなるのは差止請求権の有無である。せっかく新法を作るのであれば差止請求権は付与すべき。(学識経験者)

<法的な保護を検討すべき>

- ◇ データは知財として取り扱うべきであると思う。「データのアセットとしての知財」という建付けでみると、著作権もプライバシーも課題として含まれる。このようなフレームワークで議論すべき。(学識経験者)
- ◇ まずは法律ではなく、契約で進めるのが妥当であるが、契約では、どうしても調達契約は受託者に不利な条件となる。(事業者)
- ◇ 契約では限界があり、(最低保障としての)法的な保護を検討すべき。(学識経験者)
- ◇ データは塊として権利がないと売買・取引が出来ないのではないかと思うので、データ取引(利活用)のために、権利を検討するという事にすべき。(学識経験者)
- ◇ 本来、情報を(プライバシー・人格の問題としてのみ捉えて)保護することを必要とすべきではなく、情報を(財として捉えて)「コントロールする権利」を保護すべきである。(事業者)

(参考) 有識者・事業者等からの主な意見 (データの保護② (権利の制約を含む))

※ヒアリング等から知的財産戦略推進事務局作成

<何らかの保護をした上で、データを集める者に義務を課すべき>

- ◇ 製品メーカーなどのデータを集めることのできる立場にある者に、(データに関する何らかの保護をした上で) データを利用させる義務を課すことが考えられる。韓国では、位置情報に関する法律に、データを取得できる立場にある携帯のキャリアやスマホのOSベンダーに、位置情報に関する請求に対してデータを出さなければならない旨を定めた規定がある。(弁護士)
- ◇ 生データ自体に過剰な保護を与えると、プラットフォーマーが権利を濫用し、情報の寡占がますます進行するおそれがある。(学識経験者)
- ◇ 下手に法律で保護を強制化すると、欧米のプラットフォーマーに全部押さえられてしまうかもしれない。(事業者)

<契約やセキュリティで対応すべき>

- ◇ パーソナルデータに財産的側面を認めて、自由な流通を認めてほしいとの意見があるが、個人に財産権を認めることでデータの流通が促進できるわけではない。(弁護士)
- ◇ 生データの保護については物権的な権利を付与するのではなく、契約で事実上の知財を創り出す方が、グローバル化に対応しやすい。(学識経験者)
- ◇ 契約ベースでアクセス権を付与して利用してもらうというのが現実的な方法である。その保護としては、セキュリティを確保しつつ、刑事罰がある不正アクセス禁止法もあるので、一応の保護がなされている。(事業者)
- ◇ 取引されるデータはアーキテクチャで保護できる。また、取引参加者には約款に同意してもらうので、不正行為等があれば民法上の対応を取ることになる。(事業者)
- ◇ (生データの保管場所のクラウドに関する)「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」(平成26年策定)について、IoTの進展に合わせて改訂を検討すべき。(事業者)

(参考) 有識者・事業者等からの主な意見 (データの利活用)

※ヒアリング等から知的財産戦略推進事務局作成

<データの活用・取引のメリットを伝えていくべき>

- ◇ 日本ではブロードバンドが整備され、データのフローは多かったが捨てられて活用できなかった。(学識経験者)
- ◇ データが使われると、悪用されるという負の側面ばかりが強調されている。**適切に使われることでメリットがあるとのことをきちんと伝えていくべき。**データの取引が進むように向かわせるには、**データを提供することに新しいベネフィットを提供すべき。**(事業者、学識経験者)

<データの掛け合わせ、相互活用について>

- ◇ データを目的どおりに使うことしかしておらず、**目的外に使うという思考回路がなかったことが問題。**(学識経験者)
- ◇ データの活用の形として望ましいのは、**様々な機器などから集められたデータに横串を刺して、掛け合わせることで、有用なデータを相互活用すること。**(事業者)

<データの品質・標準化について>

- ◇ インターネットの広告スペースのビジネスは盛んに行われているが、単にサイトを閲覧しているとの情報だけでなく、**住所、性別、年齢、閲覧履歴等の情報を併せて販売することで高い値が付くようになっている。**(弁護士)
- ◇ **API連携やデータフォーマットの標準化が必要。**(事業者)
- ◇ 今後の分について、クリエイティブ・コモンズのように**データのある種の規格にのせるということは重要。**他方で**既存のデータについて規格の統一を行うインセンティブはない。**(学識経験者)

<その他(個人情報・プライバシーとの関係、データバンク、オープンデータ等)>

- ◇ 知的財産とプライバシーは密接にかかわってくる。(学識経験者)
- ◇ ルール整備に当たっては、**ネガティブリスト方式(最低限禁止すべき事項のみを列挙し、列挙されていない行為は適法とする)を採用すべき。**(事業者)
- ◇ 行政機関の持つデータについては、匿名加工された場合でも、個人情報保護法の枠内で扱われることとなる。本来は、個人情報保護委員会が一元的に所管すべき。(事業者、学識経験者)
- ◇ データ取引所・データバンク構想は良いが、コストがかかるので、その基盤を誰が持つかは課題である。(事業者)
- ◇ **公共データのオープン化を進めるべき。**(事業者)